

写

厚生労働省発基安第 1022002 号

労働政策審議会

会長 菅野 和夫 殿

厚生労働省設置法第 9 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、別紙「粉じん障害防止規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成 19 年 10 月 22 日

厚生労働大臣 舩添 要一

(別紙)

粉じん障害防止規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 粉じん障害防止規則の一部改正

一 粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するための措置を講ずる必要のある「粉じん作業」として、次に掲げる作業等を規定すること。

- (一) ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、コンクリート等を吹き付ける場所における作業
- (二) 屋内において、金属を溶断し、又はアーク溶接する作業のうち、自動溶断し、又は自動溶接する作業

二 事業者は、粉じん作業を行う坑内作業場（ずい道等の内部において、ずい道等の建設の作業を行うものに限る。三において同じ。）については、当該粉じん作業に係る粉じんを減少させるため、換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならないものとする。

三 事業者は、粉じん作業を行う坑内作業場について、ずい道等の長さが短いこと等により、空气中の粉じんの濃度の測定が著しく困難である場合を除き、半月以内ごとに一回、定期に、空气中の粉じんの濃

度を測定しなければならないものとする。

四 事業者は、三による空气中の粉じんの濃度の測定の結果に応じて、換気装置の風量の増加その他必要な措置を講じなければならないものとする。

五 事業者は、ずい道等の内部において、ずい道等の建設の作業のうち、発破の作業を行ったときは、発破による粉じんが適当に薄められた後でなければ、発破をした箇所に労働者を近寄らせてはならないものとする。

六 事業者は、ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、次に掲げる作業に労働者を従事させる場合にあつては、当該作業に従事する労働者に電動ファン付き呼吸用保護具を使用させなければならないものとする。

- (一) 動力を用いて鉋物等を掘削する場所における作業
- (二) 動力を用いて鉋物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業
- (三) コンクリート等を吹き付ける場所における作業

七 その他所要の規定の整備を行うこと。

## 第二 じん肺法施行規則の一部改正

一 従事する労働者がじん肺にかかるおそれがあると認められる「粉じん作業」として、次に掲げる作業等を規定すること。

- (一) ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、コンクリート等を吹き付ける場所における作業
- (二) 屋内において、金属を溶断し、又はアーク溶接する作業のうち、自動溶断し、又は自動溶接する作業

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

## 第三 労働安全衛生規則の一部改正

粉じん作業に係る業務に従事した者に係る健康管理手帳の様式に、喫煙歴を記入する欄を設けること。

## 第四 施行期日等

- 一 この省令は、平成二十年三月一日から施行するものとする。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。